

○川口雅敏議員　安井議員に引き続き、自民党の一般質問を続けます。

初めに、小中一貫教育について伺いをいたします。

今さらという感はありますが、率直に申し上げますと、小中一貫教育につきましては、これまで、我が会派に対し、教育長自ら、小中一貫教育にかける思いを説明していただいていたわけでありますが、私をはじめ、我が議員団の中で、板橋区の小中一貫教育に対し、実施する内容や意義を完全に理解できているかといえ、心もとないところがあると思っております。

教育長は私たちに対し、かつて小学校と中学校の関係性がよい状況にはなく、これを解消するため、それぞれの中学校を核とした「学びのエリア」を構築し、この「学びのエリア」の関係性が年を経て一定成熟したことから、板橋区においてもも小中一貫教育の実施にかじを切ることにしたと、その経緯を説明されてきましたが、そもそも板橋区の児童・生徒に対する小中一貫教育の実施の必要性和、小・中学校の関係性から、小中一貫教育を実施するという論理性を見いだすことは難しいと感じております。この点が、板橋区における小中一貫教育の本質や必要性の理解を困難にしている出発点だと思います。

実施により、板橋区の児童・生徒にどのようなよりよい教育効果がもたらされるのか、改めて教育長もしくは教育委員会と共通認識が図れるよう、令和2年1月に策定された板橋区小中一貫教育ガイドラインから、確認のため、幾つか質問をいたします。

初めに、基本的な質問であります。このガイドラインは、小・中学校や教育委員会など、内部のみを対象にしたものなのか、それとも、板橋区の児童・生徒、保護者はもとより、我々区議会議員、地域関係者を含めた板橋区民全体を対象に策定したものなのか、確認をいたします。

次に、ガイドラインの項目の順番が前後しますが、項番Ⅲの小中一貫教育のスケジュールです。ガイドラインでは、令和2年3月から始まり、令和4年4月から完全実施となっております。現時点において、コロナ禍によるスケジュールの遅延などの影響はないのか、また、PDCAなどの効果測定についてはどのように実施していく予定なのか、「学びのエリア」ごとに実施時期や方法は異なるのか、現状と教育長の考えをお聞かせください。

次に、項番Ⅰの板橋区における小中一貫教育の目的及び項番Ⅱの板橋区における小中一貫教育の目標について伺いをいたします。

まず、小中一貫教育の目的ですが、教育の目的の対象は、児童・生徒でなければならないと思います。ご承知のとおり、義務教育の目的については、教育基本法第5条第2項に規定

しており、あくまでも義務教育の対象は児童・生徒です。

ガイドラインでは、小中一貫教育の目的を3つ定めています。1つ目は、「小・中学校の教職員が22の学びのエリア毎に義務教育修了時のめざす子ども像を共有し、義務教育9年間を通じた教育課程を編成し、系統性・連続性に配慮した特色ある教育活動に取り組む」。2つ目が、「小学校と中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として、互いに理解・協力し、責任を共有して教育効果を高める」。3つ目は、「板橋区コミュニティ・スクール委員会を設置した小・中学校が連携・協働することにより、各学校を支える地域教育力を一層高め、魅力ある学校づくりを進める」としています。全て、小中一貫教育の目的の対象を学校と定義しており、児童・生徒不在の目的の設定は不適切であると考えます。

この小中一貫教育の3つの目的は、手段にはなり得ても、目的にはなり得ないと思います。本区の児童・生徒にどのような課題があつて、小中一貫教育を行うことで、課題の克服とともに、新学習指導要領が示すこれからの社会を力強く生き抜くための資質・能力の獲得などが目的として適切と考えますが、見解をお示してください。

次に、小中一貫教育の目的と目標の関係について伺いをいたします。

一般的に、目的とは、最終的に実現ないし成し遂げようとする到達点であり、目標は、目的の実現のために達成する具体的な手段・内容、達成までの過程とされています。

そこで、「板橋区における小中一貫教育の目標」のリード文を見ると、「板橋区の喫緊の教育課題である、『学力の定着・向上』『健全育成』『社会性の向上』の解決を図るために、小中一貫教育を推進していく」とあります。これは、一般的に解釈するならば、小中一貫教育の目的を表していると理解するのが順当ではないでしょうか。

例えば、学校教育法21条では、「義務教育として行われる普通教育は、教育基本法第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする」としています。改めて、2点、伺いをいたします。

1点目は、まず、「板橋区における小中一貫教育の目標」のリード文は、どのような意味を表しているのか、見解を伺います。

また、2点目は、国の法律においても示されているように、目標は目的を実現するために達成すべきものという概念からすれば、ガイドラインに記載をされた板橋区における小中一貫教育の目的と目標との間には関連性を読み取ることが困難であると思いますが、見解を伺います。

次に、小中一貫教育の目標について伺います。

まず1点目は、「学力の定着・向上」の目標です。達成すべき目標が「『板橋区授業スタンダード』を基に『読み解く力の育成』の視点を取り入れた授業革新を進め、新学習指導要領に示されている3つの柱で整理された資質・能力を育成する」となっていますが、達成すべき目標と記載内容が合致していないと思います。

ガイドラインにも記載をされておりますが、新学習指導要領に示されている資質・能力とは、社会の中で「生きて働く知識・技能の習得」・「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」・「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等の涵養」です。「学力の定着・向上」と、獲得した学力を実際の社会生活や人生に活用することができる資質・能力とは別次元のものであり、イコールではないと思います。

改めて、目標と記載内容にそごがあると私はと思いますが、教育長の見解をお伺いいたします。

2つ目は、「社会性の向上」の目標です。達成すべき目標としては、「児童・生徒の社会性の向上を図る。もしくは、社会性を養う」と思われますが、記載をされている目標は、「板橋区コミュニティ・スクールの仕組みを通じて、より多くの多様な大人が児童・生徒に関わる機会を工夫し、地域の教育力を積極的に学校に取り入れる」とあります。

これは、小中一貫教育の目標ではなく、推進手段であると思います。達成すべき目標の対象は、あくまでも児童・生徒であると思います。

また、社会性とは何かと聞かれて、即座に適切に答えられる方は少ないと思います。解説をつけるなど丁寧な記述が必要だと思いますが、教育長の見解をお伺いいたします。

目標に関する最後の質問です。「『観』（学校観・子ども観・指導観・授業観）の見直し・共有」についてであります。記載をされた趣旨としては、「義務教育9年間で育むという意識をもち、小・中学校それぞれの教員が9年間で見通した教育課程を編成し、系統的教育をめざすために、学校段階でどうするべきか、話し合う土壌を築く」という部分かと思えます。これも目標の対象は児童・生徒ではなく、そもそも、目的と目標の関係性から見ても、小中一貫教育の目的を実現するための目標ではないと思います。

また、表題の「観」ですが、一般的に認知されている言葉なのでしょうか。私は、ガイドラインのどこに記載するかは別としても、区民の方に伝わる言葉に改めるべきだと思います。教育長の見解をお伺いいたします。

ガイドラインに関しては、最後の質問になります。IVに記載をされている小中一貫教育の6つのポイントとは何か、もしくは意味するところをお聞かせください。

また、ガイドラインでは、ポイントで記載をされている項目をかなり細かいところまで敷衍していますが、従前の教育方法でも実施するものもしくは実施されているものが多数混在して記載をされており、これでは、保護者や地域の方々に、小中一貫教育の本旨や従前の教育方法との違いなど伝わらないと思いますが、見解を伺います。

以上、板橋区小中一貫教育ガイドラインに関して質問してまいりましたが、以下、意見を述べさせていただきます。

まず、「学びのエリア」と通学区域の不整合については、特定の児童・生徒が不利益を被らないよう、早急に是正すべきです。

私の地元である志村小学校と志村第四中学校の施設一体型と施設分離型とを混合した「学びのエリア」と、施設分離型のみもしくは小学校と中学校がそれぞれ1校の「学びのエリア」とでは、おのずと小中一貫教育の実施方法は異なってくると思います。それぞれのエリアでの実施方法を早急に示すべきです。

文部科学省では、小中一貫教育を推進する要素に、児童・生徒の早熟化を挙げています。今後、「5・2・2」など義務教育9年間を通した学年編成の実施の可能性について、「学びのエリア」ごとに早急に検討すべきです。

多種多様で異なった人格や能力・性格・特性を持つ個々の児童・生徒に配慮し、一律に板橋区授業スタンダードを徹底することの有効性・的確性には疑問があります。ダイバーシティの時代になかった、多様なチャンネルやメソッドを用意すべきです。

いずれにしても、小中一貫教育の対象となる児童・生徒とその保護者の皆様をはじめ、私たち区議会議員のほか、コミュニティ・スクールなど地域住民の方々が、小中一貫の目的や目標、実施方法などを十分に理解し、協力していかなければ成功はないと思います。

スケジュールでは本年度の4月にガイドラインの見直しを終了しているようですが、来年度から始まる新たないたばし学び支援プランの策定に合わせ、区民の方々にも理解していただけるガイドラインへと抜本的に改定すべきと思います。

また、教育長をはじめ、教育委員会事務局、各学校の皆様には、板橋区における小中一貫教育の趣旨が区民の皆様に理解され、的確なシステムの下に制度が定着し、多様な児童・生徒に対する高い教育効果を得るためのより一層丁寧な説明についてご尽力をお願いし、次の項の質問に移ります。

次に、GIGAスクール構想についてお伺いをいたします。

板橋区においても、Society 5.0、「仮想空間と現実空間を高度に融合させたシ

システムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」と定義されている時代を力強く生き抜き、資質・能力を一層確実に育成できる教育、ICT環境の実現に向け、児童・生徒1人1台の端末環境を基礎とするGIGAスクール構想の実現に向けた整備が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、当初計画より2年前倒しをして、昨年度より始まりました。

そこでまず、GIGAスクール構想の進捗状況について伺いをいたします。

子どもたちの情報活用能力を伸ばすためには、学校における積極的な活用が最も重要であり、そのためには、教職員の情報活用能力の向上が必須です。

そこで質問します。まず、いまだかつてないコロナ禍において、板橋区立学校ICT推進指針に掲げるキャラバン研修をはじめとした教員研修のそれぞれの研修の進捗状況と、その成果をお聞かせください。

また、板橋区では、各学校においてオンライン授業が開始をされていると伺っております。その実施状況と課題があれば、お聞かせください。

次に、今回、導入された端末の機種等について、3点、伺います。

まず1点目は、今回、導入された端末の機種については、小学校1年生から中学校3年生まで全て同一の機種と聞いており、多少の違和感を覚えます。それは、小学校1年生と中学3年生とでは、当然のことながら学習内容や使い方が大きく異なると思いますが、同一機種にした理由をお聞かせください。

2点目は、今回、導入された端末のリース期間は5年間と聞いていますが、一般的に、端末のバッテリーは3年程度で交換が必要と聞いています。3万台を超える端末を、授業を実施しながら一斉に入れ替えることが可能なのか、大きな疑問を抱くところであります。端末入替え時の対応策や課題想定について、現時点の考えをお聞かせください。

3点目は、今回の端末の整備では国の補助金が活用できましたが、リース期間が満了後の入替え経費の助成についてはまったく保証がなく、今後、区財政に大きな影響を及ぼすことも懸念をしております。

そこで伺いますが、現在の端末のリース期間満了後に導入する新たな端末については、廉価なもので、3年リースにし、バッテリーの劣化や機器の入替えで端末が使えない時期を未然に防ぐこと、また、発達段階に応じた機種を選定すること、そして、財政負担の年度間調整を考慮し、一定台数の端末ごとにリース期間の始期を変えることを検討すべきと思いますが、見解をお聞かせください。

次に、高島平地域グランドデザインについてお伺いをいたします。

毎回この問題を取り上げておりますが、高島平地域のこれからについて、地元地域の皆様からこの質問をよくいただいております、私なりに、これまでの答弁内容などをお伝えしているところであります。

本年2月に高島平地域都市再生実施計画の骨子案が発表され、今後、素案が私ども議会にも示されると伺っておりますが、高島平地域グランドデザインが平成27年に策定をされ、平成30年には高島平プロムナード基本構想が発表されております。

仮に陸上競技の三段跳びで例えると、これらはホップとステップに当たると思います。そして、今回の高島平地域都市再生実施計画が、ジャンプとして、高島平地域の再生に弾みをつけるものと期待をするところでもあります。一連の計画が目指している高島平地域のあるべき姿となるゴールに、少しでも近づくことを願っております。

そこで、今回の一般質問では、高島平地域都市再生実施計画の骨子案から素案発表に至る中で、検討経過やその背景などについてお伺いをしていきたいと思っております。

広大な高島平地域を再生するということは、一大事業であり、一朝一夕には成し遂げることは非常に困難であることは言うまでもありません。

しかしながら、区として適宜適切に説明責任を果たしていくことも必要であると思っております。

今回、区長ご自身の言葉によるそのお考えをお伺いし、地元の皆様のご理解が少しでも進みますよう、微力ながら私も力を尽くす所存でございます。ぜひとも積極的なご答弁をお願いしたいと思います。

まず初めに、計画策定とUDCTa kの活用についてお伺いをいたします。

今年2月の都市建設委員会で、骨子案の検討とUDCTa kの関係性に関する質疑があった際に、区側は、「どういった形でUDCTa kを活用していけるかという視点も交えて検討を進める」との答弁でありましたが、区が設立したと言っても過言ではないUDCTa kについて、設立してから約5年が経過する中で、活用策に関し、その程度の認識でよいものなのか、疑問に思うところであります。そのような認識が、いたずらに時間だけを浪費しているように、外部からは見えると推察をいたします。

また、UDCTa kの事務局には、区の職員が充てられております。そうであるならば、もう少し区の意向が反映されてもよいと思うところでもあります。大学教授など著名な学識経験者も入り、グランドデザインの具現化に向けて検討がなされており、具体的な方策をUDCTa kから早く示させるべきと思いますが、区長のご所見をお示してください。

次に、高島平地域の中で、二丁目及び三丁目から形成される重点地区についてお伺いをいたします。

去る2月、計画の骨子案が発表された際には、区は、重点地区において都市再生事業を推進し、その効果を対象地域全体へ波及させるとのことでしたが、その効果とは具体的にどのようなものを指しているのか、お示してください。

また、三丁目の分譲団地においては、その所有者の方々の意思が大変重要となります。二丁目及び三丁目の高齢化が進む中で、都市再生事業の効果を波及させるために、まちづくりへ参画するというお住まいの方々の意欲をどのように醸成するのか、区の検討内容をお示してください。

次に、先日、Y o u T u b e でも公開をされた高島平地域都市再生実施計画（骨子案）の説明動画では、「重点地区の展開方策～検討の視点～」の項目において、高島平四丁目・五丁目など隣接する区域への生活利便性の向上という波及効果が示されております。

この地域と接している三丁目地域の団地群が、連鎖的都市再生の結果、新たな建物となり、商業施設が入ることによって、四丁目・五丁目の住民の利便性を高めていくことを想定されているのでしょうか。認識を伺います。

さらに伺いますが、そのような都市再生の連鎖の中で高島平四丁目・五丁目の生活利便性を上げていくとすれば、多くの時間を費やす必要があると思います。それでは、現在、声を上げている住民の方々が都市再生事業の効果を実感できるのはいつのことになるのでしょうか。私は、この問題については重点地区の再生とは別に検討すべきと考えますが、見解をお示してください。

次に、再整備地区についてお伺いをいたします。

今後、高島平地域の都市再生が進む中で、公共施設の在り方も検討されると思います。

高島平地域における公共施設の再配置の中で、文化施設は重要な位置づけを持つものと認識をしております。区の南部には文化会館があり、区の北部に当たる高島平地域に文化の拠点が置かれれば、南北で均衡が取れるものと考えます。

素案においても、再整備地区には高島平という「まち」の顔となるための整備が位置づけられており、また、三田線により都心と直接つながっている高島平に文化施設を整備することは、板橋区の顔になるものと考えますが、区の認識を伺います。

また、再整備地区の整備に向けた方針の中では、「防災拠点となる高台等の空間確保」が掲げられております。高島平地域は、荒川に近接し、一たび荒川が洪水により破堤すると、

高島平地域の大半は浸水継続時間が2週間以上と、区のハザードマップでは示されております。

そこで伺います。再整備地区には高層建築物が検討されていると思いますが、その中の大多数が住居になると思います。今、述べたような大規模水害が発生した場合には、2週間、エレベーターや上下水道が使えない状況が想定をされますが、高台等の空間確保だけで再整備地区に入居される方々の安全は確保されるのでしょうか。現時点での検討状況と方向性をお示してください。

この項の最後に、現状の建物の維持管理についてお伺いをいたします。

昨年の第3回定例会での私の一般質問で、公共施設の老朽化への対応について答弁を求めたところ、「高島平地域センターにおいては、トイレや外壁、屋上改修の実施をし、今後も、必要な維持補修等による対応を講じながら、再整備に係る検討を進める」との答弁をいただきました。

1年が経過した現在、そのお考えに変化はないのでしょうか。

また、必要とされる維持補修経費についても限度もあるものと考えます。この維持補修経費については、このまま検討が続けば続くほど多額になることは明白であります。検討が続く間は際限なく維持補修を行っていくお考えなのか、区の認識をお伺いいたします。

次に、植村冒険館移転後の活用についてお伺いをいたします。

初めに、これまでの廃止施設の後活用の検討についてお伺いをいたします。

私が指摘するまでもなく、区は様々な公共施設を運営しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言が幾度となく出され、そのたびに、区の施設の対応方針が発表されました。改めて、区が保有し、運営する施設の多さを感じています。

区の施設は、区内のあちこちに配置され、区民の利便性の向上に活用されております。一方で、施設の更新や統廃合も重要な課題であり、これまで幾つかの施設について、用途が廃止され、新たな施設に生まれ変わり、今に至るものも多くあります。

特に学校施設は、少子化という時代の波の影響を大きく受けた施設であり、これまで旧高島四小や旧板橋四中など多くの学校が、地元に惜しまれつつ、児童・生徒数の減少等により、その歴史に幕を閉じております。

一方で、その用途を廃止した施設をそのままの状態に残すことは、区民の財産である施設を利活用する上で、非常に問題があると言わざるを得ません。

しかしながら、区のこれまでの学校統廃合の経過を振り返ると、新たな活用方法を見いだ

すことに多大な時間をかけている例が、枚挙にいとまがない状況であります。現在も明確な方向性が示されていない旧高島七小の例を挙げるまでもなく、これまでの区の後利用の方策検討は、非常に時間がかかるものと指摘せざるを得ません。

そこで伺いますが、学校のみならず、児童館など、暫定利用の名の下に、いたずらに時間を費やしてはいないでしょうか。区は、後利用について、活用方策の検討に時間をかけることを正当化していると思えませんが、区長のご認識をお伺いいたします。

また、正当化でないとするならば、これまでの後利用の検討に時間がかかっている要因として、何が支障となっているのか、併せて見解を求めます。

さらには、蓮根地区で長年親しまれてきた植村冒険館は、8月に閉館をし、来る12月に東板橋体育館に併設をされ、新たな複合施設として再出発いたします。移転後の施設の後利用については、スピード感を持って方向性を示すべきと考えますが、区の認識をお示ください。

次に、植村冒険館移転後の施設の後利用について、何点かお伺いをいたします。

初めに、蓮根地区の特性に関連して伺います。

植村冒険館が立地していた蓮根地区は、高齢者の占める割合が高く、それゆえ、高齢者対策に対する地域住民の関心も高いものがあります。

区が進めているA I Pにおきましても、支え合い会議蓮根には、11の町会と自治会、7つの老人会、民生・児童委員のほか、地域の介護事業所が参画をし、文字どおり地域全体で支え合うという、住民の意識が高いまちであると認識をしております。

この支え合い会議自体は、地域活動を側面から支援することを目的に、協議による合意形成を行う場であり、具体的な活動を実践する役割までは担っていないと聞いております。

そこで、支え合い会議で協議された取組を実践に移すためには、支え合い会議とは別の活動体を立ち上げることが必要になると思いますが、区の認識をお伺いいたします。

一方、活動体が立ち上がったとしても、活動の継続的な実施を担保するためには、活動拠点となる場の確保が強く望まれることになると思いますが、区の認識を併せてお伺いをいたします。

福祉は地域に密着しており、高齢者にとって、福祉は、自らが求めることにより与えられるものとなっております。そのためには、日々の生活で、手を伸ばせばすぐ届き、気楽に立ち寄れるような場所に活動拠点があることが求められると私は思います。

また、間もなく2025年が到来いたします。2025問題の年であり、団塊の世代が後

期高齢者となり、医療費の増加が懸念をされるところであります。このほか、8050問題など高齢者を取り巻く問題が多々生じる中で、これらの問題を克服するには、区役所に権限を集めるのではなく、地域ごとに拠点となる場所が必要であると考えますが、区の見解をお聞かせください。

閉館した植村冒険館は、蓮根駅や商店街からも至便の距離となっており、地域の皆様が集まりやすい場所に建っております。このような立地から、子ども食堂の場として活用することも考えられます。

また、蓮根地区は水害の危険性も指摘をされております。荒川が氾濫した場合、水深5メートル以上で2週間以上水につかることが想定をされておりますが、そのような地域で、防災拠点としても活用の可能性があると私は考えますが、これらの活用策について、区の認識をお示しください。

2025問題や8050問題などの解決に当たっては、方策が複雑、多岐にわたり、区だけで進めることは困難であると認識しております。そのような状況において、社会福祉協議会は、板橋区が福祉行政を進める上でなくてはならないパートナーであると感じております。

区が福祉行政の方針や方向性を示しながら、社会福祉協議会が、その方針等に基づき、地域社会と連携して区の福祉事業全般を下支えするものと認識をしておりますが、区社会福祉協議会に対する認識はいかがなものでしょうか、お示しください。

区民の高齢化と相まって、区の福祉業務は増大していると認識するところでありますが、それを下支えする社会福祉協議会の業務も増大化の傾向にあると推察をいたします。

現在、社会福祉協議会は、区役所に近接したところに拠点を構え、業務を行っておりますが、業務の複雑多様化に伴い、分室を設ける時期に来ているかと考えるところであります。

環状8号線を境として区内を南北に分け、福祉業務を現場に近いところで事務を行うべきと考えます。区の北部地域の社会福祉協議会の拠点として、分室を置く候補地に植村冒険館移転後のスペースを活用することを提案いたしますが、区の見解をお聞かせください。

この項の最後に、さきに述べました蓮根地区支え合い会議の実践活動をはじめとする高齢者問題や子ども食堂など、社会的弱者対策について、福祉の現場において活動している社会福祉協議会の支援が大変重要であり、その地域拠点としても分室設置が意義あるものと考えます。区民に寄り添い、区民に見える福祉行政のモデルとなり、住んでよかった板橋区として、高い評価が得られるものと思います。区長の認識をお示しください。

以上で、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手する人あり）

○区長（坂本 健君） 議長。

○議長（坂本あずまお議員） 区長。

〔区長（坂本 健君）登壇〕

○区長（坂本 健君） それでは、川口雅敏議員の一般質問にお答えいたします。

最初は、高島平地域グランドデザインに関連いたしまして、UDCTa kの活用策についてのご質問であります。

UDCTa kは、民学公の連携を生かし、地域課題の解決に向けた研究実践やまちづくりの機運の醸成、専門的見地からの区の提言などの成果を上げてまいりました。高島平地域都市再生実施計画の検討に当たりましては、UDCTa kのメンバーである学識経験者からの意見も踏まえて、策定を現在、進めております。グランドデザインの実現に向けた今後のまちづくりの展開におきましては、UDCTa kの既存の取組を生かし、発展させていくことによって、地域全体の魅力向上につなげていきたいと考えています。

次は、重点地区の事業の波及効果についてのご質問であります。

重点地区においては、住宅施設や公共施設の更新に加え、商業施設の誘導やオープンスペースの創出などにより、地域内外の交流を促し、地域の生活利便性や防災性を高めていく考えであります。あわせて、様々な主体との連携によりまして、ソフトの取組を、重点地区に限らず、できるところからスタートしていく考えでもあります。これらの取組によりまして、地域全体の魅力向上につなげ、20代から40代の若い世代の流入を促すことによりまして、子どもから高齢者までが元気に楽しく暮らせるまちを目指してまいります。

次は、高島平三丁目分譲団地住民のまちづくりへの参画意欲の醸成についてのご質問であります。

高島平三丁目分譲団地は、竣工から約50年が経過し、老朽化に伴う施設の更新が今後の課題となっております。区は、住民発意による合意形成の熟度に合わせて支援していく考えであります。また、今後の重点地区でのまちづくりの展開におきましては、まちの将来像を示しながら、都市再生の取組に対する理解を得て、住民の参画意欲を深めてまいりたいと考えています。

次は、高島平四・五丁目の生活利便性の向上に関連いたしまして、重点地区での取組についてのご質問です。

高島平四・五丁目は、近隣に日常的な買物ができる施設が不足をしており、生活利便性に

課題があると認識しています。近接する新高島平駅周辺の建物の更新に合わせて商業店舗の立地を誘導することによりまして、地域の生活利便性を向上させていきたいと考えています。

次は、早期に実現可能な取組についてのご質問です。

重点地区での取組とは別に、現在、高島平四・五丁目で運行しております民間移動スーパー事業とのさらなる連携手法を検討し、早期の生活利便性の向上に努めていきたいと考えています。

次は、文化施設の整備についてのご質問であります。

旧高島第七小学校跡地を中心とした再整備地区における公共施設の再編につきましては、高島平地域都市再生実施計画（素案）の中において、公共施設機能の整備方針を定めたところでございます。その方針の中では、再整備地区と高島平駅周辺エリアを合わせた範囲において、現況周辺機能の充実に加え、まちづくりを推進する機能を付加することとしております。文化施設の整備につきましては、地域におけるコミュニティ、文化交流活動の促進に適したホール機能を検討し、区民館の充実に図ることによりまして、にぎわいの創出を考えていきたいと考えています。

次は、大規模水害時の避難場所等の確保についてのご質問であります。

荒川が氾濫した場合、浸水域においては、最大で5メートル以上の浸水が2週間以上続くことが予測されていることから、まずは早い段階においての高台への避難を推奨しております。荒川氾濫の危険性が高まり、高台へ避難する時間的な猶予がないと判断した場合、浸水域内に残る区民に対し、建物上層階への緊急垂直避難を呼びかけることとなると考えています。公共施設や拠点となる大規模な施設等に緊急垂直避難に資する避難場所を設ける協定など、区民を水害から守るための有効な方策について、今後も検討していきたいと考えています。

次は、老朽化する公共施設への対応についてのご質問であります。

再整備地区及び駅前周辺エリアにおける公共施設の再整備が進むまでの間、現況施設の老朽化対策として、必要最小限の維持補修を実施していく考えには変わりはないところであります。際限なく維持補修が続くことにならないよう、令和4年度から5年度にかけて再整備に係る基本構想、基本計画の策定を進めていく予定でございます。

次は、植村冒険館移転後の活用に関連いたしまして、廃止施設跡地活用の検討についてのご質問であります。

廃止施設の跡地活用に当たりましては、公共施設跡地活用方針や学校跡地利活用基本方針

に基づき、検討を進めることとしております。施設によって諸条件が異なるために、検討に相当の時間を要する場合も多く、その間、区民の貴重な資産を有効活用する観点から、緊急対応的で暫定利用もしております。測量などの基礎調査のほか、地域要望や行政需要、民間事業者等による活用意向の把握及びその調整に時間を要しておりますが、可能な限り早期に有効活用を図っていきたいと考えています。

次は、スピード感を持った跡地活用についてのご質問であります。

植村冒険館につきましては、植村記念加賀スポーツセンターへの移転、複合化による充実を図る一方において、その跡地については、施設総量を抑制するため、民間活用の方向で現在、検討を進めております。今年4月、サウンディング型市場調査を実施したところ、蓮根地域に不足している介護サービス事業をはじめ、複数の事業提案がございまして、民間活用の意向があることを確認いたしました。今後、地域の要望等も踏まえ、有効な活用策を取りまとめ、可能な限り早期に方向性を示していきたいと考えています。

次は、支え合い会議とは別の活動体の立ち上げについてのご質問であります。

平成28年から各地域で順次活動が開始された支え合い会議につきましては、現在18地域で活動を行い、協議の中から具体的な活動が創出されるなど、助け合い・支え合いの地域づくりの土台づくりが進んでおります。特に蓮根地域におきましては、昨年10月に見守り活動、今年の6月には地域の相談、交流の拠点としてスポット仲蓮根を立ち上げるなど、具体的な活動を立ち上げていただいております。助け合い・支え合いの地域づくりの実現のためにも、支え合い会議から創出された具体的な活動を行う活動体は必要であると認識しております。

次は、活動の場の確保についてのご質問であります。

助け合い・支え合いの地域づくりのためには、見守り活動のように、拠点を必要としない活動も想定されるため、活動拠点となる場につきましては、活動内容に応じて確保する必要があると認識しています。

次は、地域ごとの拠点についてのご質問です。

区では、高齢者を取り巻く多くの課題を見据え、板橋区版A I Pを構築し、様々な取組を推進してまいりました。特に高齢者の様々な相談に応じるため、生活圏域に地域包括支援センターを19か所設置し、高齢者とその家族を支える地域の総合相談窓口としております。地域包括支援センターでは、個別支援や地域活動などを通じて、地域の多様な主体と連携をし、支援を行っております。今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよ

う、地域包括ケアの連携拠点としての役割を担っていきたいと考えています。

次は、立地を踏まえた活用策についてのご質問です。

廃止施設の跡地活用に当たりましては、立地を踏まえた検討が重要と考えます。植村冒険館の跡地につきましても、駅や商店街に近いという立地や、荒川が氾濫した場合、浸水する危険性のある地域であることを考慮しながら検討する必要があると考えます。ご提案いただきました子ども食堂や地域における防災拠点としての活用の可能性も含め、立地を踏まえながら、有効な活用策を検討してまいりたいと考えています。

次は、社会福祉協議会に対する認識についてのご質問です。

社会福祉協議会は、社会福祉法の規定により、地域福祉の推進を図ることを目的に設置された非営利の民間組織でございます。日頃より、福祉関係者をはじめ、保健、医療、教育などの関係機関と連携をし、地域住民が住み慣れたまちで安心して暮らすことができる福祉のまちづくりに向けた活動を実践しております。このように、地域の様々な場面において福祉の増進に取り組んでおり、ご指摘のとおり、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する上で重要なパートナーと考えています。

次は、社会福祉協議会による活用についてのご質問であります。

植村冒険館跡地を社会福祉協議会の分室として活用するご提案につきましては、社会福祉協議会から今後の事業展開に係る方針や計画をよく伺いまして、協議、検討していく必要があると考えています。その上で、地域要望を踏まえながら、その他の行政需要や民間事業者等による活用の意向なども含めて、有効な跡地活用策を検討していきたいと考えています。

最後になります。社会福祉協議会の地域拠点についてのご質問であります。

社会福祉協議会が地域福祉を推進する上で、新たに地域拠点を設置することは選択肢の一つと考えます。地域保健福祉計画及び社会福祉協議会の活動計画における方向性を踏まえて、将来的な地域福祉サービスの在り方を含めて、支援策について検討していきたいと考えています。

残りしました教育委員会に関する答弁は、教育長から行います。

○教育長（中川修一君） 議長、教育長。

○議長（坂本あずまお議員） 教育長。

〔教育長（中川修一君）登壇〕

○教育長（中川修一君） それでは、川口雅敏議員の教育委員会に関する一般質問にお答えします。

初めに、小中一貫教育に関して、ガイドラインの対象についてのご質問ですが、板橋区教育委員会は、令和2年1月に板橋区小中一貫教育ガイドラインを策定し、区内学校・園に周知いたしました。本ガイドラインは、児童・生徒、保護者、地域等、区民全体を対象としており、広く周知するために、概要版のリーフレットを作成し、学校を通して配布したところ

です。

次に、小中一貫教育のスケジュールについてのご質問ですが、スケジュールにつきましては、感染症対策の影響を受けながらも、実施施策の時期の調整により、予定どおり実施しているところです。学びのエリアでは、統一した取組としては授業観察及び協議会を実施し、併せてエリアごとに特色ある取組を行っております。効果測定は、学びのエリア研修や、各学校で指名している小中一貫教育コーディネーターの連絡会で進捗状況の把握及び課題の共有等を行い、改善を図っているところです。

次に、小中一貫教育の目的についてのご質問ですが、ガイドラインでは、小中一貫教育の目的として、系統性・連続性に配慮した特色ある教育活動、小・中学校が互いに理解・協力する教育効果、地域教育力の向上の3点を挙げております。その前段の「板橋区小中一貫教育にかける思い」には、小中一貫教育が児童・生徒のためにあることを明記しております。今後も、義務教育9年間の学びの連続性を重視した教育を実践していくことで、児童・生徒のこれからの社会を力強く生き抜く資質・能力の育成を目指してまいりたいと思います。

次に、リード文の意味についてのご質問ですが、リード文では本区の喫緊の教育課題を示しております。教育課題をリード文に示すことで、課題意識を共有する狙いがあります。

次に、目的と目標との関連性についてのご質問ですが、小中一貫教育の目的として、系統性・連続性に配慮した特色ある教育活動、小・中学校が互いに理解・協力する教育効果、地域教育力の向上の3点を挙げております。例えば、小・中学校の教員が互いに理解・協力して教育効果を高める目的の実現のために、指導観などを見直し、共有するという目標との関連を図っております。このように、3つの目的と5つの目標は相互に関連しており、小中一貫教育を推進する上で大変重要な概念のため、今後は一層丁寧な説明や情報発信に努めてまいります。

次に、目標と記載内容にそごがあることについてのご質問ですが、小中一貫教育の目標の一つとして言及している全国学力・学習状況調査は、学力の定着・向上をはかる指標の一つとして捉えております。本調査は、知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等という新学習指導要領が示す育成すべき3つの資質・能力を踏まえて作成し

ております。学力の定着・向上をはかることは、これら育成すべき3つの資質・能力を向上させ、実際の社会生活や人生に活用することができる資質・能力の向上にもつながるものであると認識しております。

次に、社会性という記述についてのご質問ですが、社会性とは、本ガイドラインにおいては、集団生活を送る中で、お互いを認め合い、共生していく資質や能力という意味で使用しております。今後も、情報発信の際には、保護者や地域の方々等、区民全体にご理解とご協力をいただくために、分かりやすい言葉を用い、解説をつけるなど丁寧な記述を心がけてまいりたいと思います。

次に、「観」の見直し・共有についてのご質問ですが、観とは、本ガイドラインでは物の見方や考え方という意味で使用しており、小・中学校における教育観として、学校観、指導観、子ども観、授業観の4つを挙げております。小中一貫教育を推進する上では、小・中学校の教員が互いに理解を深めることが重要であるため、自分たちのそれぞれの観を振り返り、課題意識や目的意識を共有できるようにいたしました。今後は、区民全体にご理解とご協力をいただくために、分かりやすい言葉を用いるよう心がけてまいりたいと思います。

次に、小中一貫教育の6つのポイントについてのご質問ですが、小中一貫教育の6つのポイントとは、目標を達成するために、どの学びのエリアにおいても取り組むべき具体的な内容であると捉えています。

次に、小中一貫教育の本旨についてのご質問ですが、小中一貫教育の6つのポイントには、これまでに取り組んできた板橋区授業スタンダードや学びのエリア研修の開催等も取組として示しています。今までの取組を含め、義務教育9年間を通して区内全小・中学校で共通した指導や取組を行うことで、教員間の連携がさらに深められると考えております。小中一貫教育の考え方や内容につきましては、今後も情報発信に努め、保護者や地域の方々にご理解いただけるよう努めてまいります。

次に、学びのエリアと通学区域の不整合についてのご質問ですが、中学校の通学区域内の小学校と学びのエリアを構成する中学校と小学校の通学区域は必ずしも一致しておらず、小中一貫教育を円滑に推進していく中で、通学区域の見直しについても検討していくことが重要と考えております。通学区域の見直しに当たりましては、通学区域内の地形や交通環境のほかに、児童・生徒数の予測や町会・自治会との整合性も踏まえて、学校規模と配置の適正化を一体的に検討する必要があると考えております。通学区域の見直しにつきましては、いたばし魅力ある学校づくりプランの後期計画を議論していく中で、引き続き検討してまいり

ます。

次に、小中一貫教育の理解を深めることについてのご質問ですが、志村小学校、志村第四中学校の施設整備につきましては、地域住民や保護者を構成員とした魅力ある学校づくり協議会において議論を重ね、提出された意見書を尊重し、教育委員会で方針を決定しております。また、令和3年2月から3月にかけて、志村第四中学校の学びのエリア及び通学区域の小・中学校において計7回の地域説明会を開催し、加えて3月には、区民に向けての意見募集を行ったところであります。今後につきましても、志村小・志村四中小中一貫型学校設置検討会を進めていく中で、1人でも多くの方々の理解が得られるよう、一層丁寧な説明に努めてまいりたいと思います。

次に、GIGAスクール構想に関しまして、情報活用能力の向上に関して、教員への研修の実施状況についてのご質問ですが、昨年度末には、全教員を対象としたキャラバン研修のほか、各学校の情報担当者を対象とした、グーグル社による操作研修等を行ったところです。今年度も、初任者研修をはじめとする様々な研修で、端末を活用してもらうための工夫を重ねております。研修の成果は、ICT機器を活用した授業の運営や、2学期からの授業のオンライン配信等に確実に生かされていると認識しております。

次に、オンライン授業の実施状況と課題についてのご質問ですが、本区では、2学期から、区内の小・中学校で1人1台端末を活用し、授業の様子を配信する形でのオンライン授業を行っております。既に教員と児童・生徒や児童・生徒同士の双方向のやり取りを取り入れたオンライン授業を全小・中学校の半数以上が開始しておりますが、さらに拡充していくことが課題であると捉えています。全ての児童・生徒が質の高いオンライン授業を受けられるように、研修を充実したり、ICT支援員を活用したりするなど、学びの保障を進めてまいります。

次に、端末に関して同一機種を選定理由についてのご質問ですが、同一機種を大量に調達することにより調達コストの抑制を図り、メンテナンスや教員研修も効率化することが可能になると考え、同一機種を調達することといたしました。ご指摘のとおり、学年ごとに学習内容や使い方は異なりますが、ソフトウェアやアプリケーションの特性により対応が可能であると考えております。

次に、端末更新時の対応策や課題についてのご質問ですが、更新に当たりましては、授業で使えない期間が生じないように入替えを行うことや、財源等が課題になると考えております。今回導入時の経験を踏まえ、計画的な更新に向け、早めの検討を進め、また、更新に要

する費用は国が負担するよう、特別区長会や教育長会を通じて継続的に要望してまいりたいと思います。

最後に、端末ごとのリース開始時期の変更についてのご質問ですが、端末は、故障や紛失に伴う予備機の払出しや児童・生徒の卒業、入学、教員の異動等に伴い、教育支援センターが取りまとめの上、学校間で融通することとなっています。リース期間の始期を複数に分けると、融通した後の管理、運用が非常に煩雑になり、また、調達価格にスケールメリットが出にくくなる等の課題もあります。今後の更新に際しましては、それらの事情も勘案し、最適な調達方法を総合的に判断してまいりたいと思います。

いただきました教育に関する質問の答弁は以上でございます。